

～ 国際研修 ～

国際協力人材育成研修（第2回）

国際協力部教官

松原 禎夫

第1 はじめに

法務省は、1994年からベトナムに対して法整備支援を始めたが、アジア諸国から支援の要請が高まったことから2001年4月に法整備支援の専従部門として法務総合研究所内に国際協力部を新設した。国際協力部には、現在、裁判官、検察官、法務事務官出身の教官と国際協力専門官がおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術支援に協力して、アジア諸国に対して法整備支援を行っている。

法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくためには、これに携わる人材、特に支援受入国に滞在して業務に従事する人材を育成する必要がある。そこで、法務省は、2009年度に法務・検察職員を対象に「国際協力人材育成研修」を実施した。研修員は、相応の経験があり、数年以内に即戦力として法整備支援活動に携わる可能性のある者となっている。今回は、その2回目の研修である。

本研修は、国際協力部で法整備支援に関する講義を受け、開発途上国に赴いてプロジェクトの現場実務を直接見聞する方式をとっている。これにより、研修員は、我が国の法整備支援活動の実際を理解するとともに、法整備支援活動に関する知識及び技術を習得することが期待されている。以下、この研修の概要、結果等について紹介する。

第2 研修の概要

1 研修期間 2010年10月20日～11月2日（移動日等を含む）

2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

国外 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

3 研修員

間野 明 法務省大臣官房民事訟務課付検事

三井 賢 法務省民事局総務課係長

横田 正久 横浜地方検察庁検事

岩根 哲康 さいたま地方検察庁熊谷支部検事

山崎 文子 前橋地方検察庁検事

4 研修内容（研修日程については別添日程表参照）

(1) 国内（10月21日・22日，11月1日・2日）

- ① 国際協力部の業務及び日本の法整備支援活動に関する講義
- ② ベトナム法整備支援及びベトナム法の特徴に関する講義
- ③ カンボジア法曹養成支援研修聴講
- ④ 国外研修終了後の研修レポート作成・発表
- ⑤ 総括質疑応答

(2) 国外（10月25日～29日）

- ① JICA長期派遣専門家による講義
- ② 法整備支援プロジェクトベトナム側関係機関訪問・見学
- ③ バクニン省人民検察院におけるワークショップ聴講
- ④ ハノイ法科大学日本法センター在學生に対する日本法講義
- ⑤ 他ドナー主催セミナー参加

第3 研修結果

1 国内研修前半

(1) 10月21日

ア カンボジア法曹養成支援研修聴講

同時期にカンボジア王立裁判官・検察官養成校の教官候補生を対象とした本邦研修が実施されていたことから，法整備支援の実際を理解するため，カンボジア研修員による模擬裁判を聴講した。

イ 講義「国際協力部の業務等」（国際協力部長）

国際協力部の業務概要，日本の法整備支援の歴史，特色及び重要性についての説明を受けた。

(2) 10月22日

ア 講義「ベトナム法整備支援の概要及びベトナム法の特徴」（松原）

ベトナム法整備支援の経緯，これまでの成果及び現在直面している問題点並びにベトナム法の特徴等について講義した。

イ 研修員講義準備

ハノイ法科大学日本法センター在學生に対して，研修員が日本法の講義をするため，その準備を行った。

2 国外研修（引率：松原）

(1) 10月25日

ア 他ドナーによるセミナー参加

EUなどが出資するJPP（Justice Partnership Program）主催のベトナム司法改革に関するセミナーの一部に参加した。

イ 講義「ベトナムの弁護士について」（JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 小

幡葉子長期専門家)

ハノイ市内のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、弁護士である小幡専門家から、ベトナムの弁護士の沿革・現状、単位弁護士会及びベトナム弁護士連合会の現状、JICAによる弁護士支援の概要、ベトナム司法制度改革と弁護士の今後等について説明を受けた。

ウ 講義「ベトナム刑事手続について」(JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 西村修長期専門家)

同事務所において、裁判官出身である西村専門家から、ベトナム刑事手続・検察制度の概要及び問題点、現地専門家の活動内容及び課題等について説明を受けた。

エ 講義「ベトナム法整備支援プロジェクト概要」(JICA法・司法制度改革支援プロジェクトチーフアドバイザー 西岡剛長期専門家)

同事務所において、当部教官出身である西岡チーフアドバイザーから、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要、進捗状況、各長期派遣専門家の活動等について説明を受けた。

(2) 10月26日

ア 司法省訪問

ハノイ市内にある司法省を訪問し、国際協力局長グエン・カイン・ゴック氏及び同局上席専門官ディン・ビツ・ゴック氏と面談した。両氏は、法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側責任者である。

ゴック局長からは、ベトナム司法制度の問題点、日本による法整備支援の課題、日本への期待について話があった。



イ 最高人民検察院訪問

ハノイ市内にある最高人民検察院を訪問し、同院検察理論研究所副所長ヴ・ヴァン・モック博士と面談した。この席において、モック博士から、検察院の権限・組織及び刑事訴訟法改正の主要論点などに関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



(3) 10月27日

ア 最高人民裁判所訪問

同市内にある最高人民裁判所を訪問し、国際協力副局長チャン・ヴァン・トゥ氏及び同局法律専門官チャン・ゴック・タイン氏と面談した。トゥ副局長からは、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトの最高人民裁判所に対する支援概要・効果、ベトナムの司法手続・裁判所制度・裁判官の任用手続などに関する話があり、研修員

との質疑応答が行われた。



イ 弁護士連合会訪問

ハノイ市内にあるル・ティエン・ズン弁護士（弁護士連合会国際協力委員会委員長）の事務所を訪問し、同人と面談した。ズン委員長から、ベトナム弁護士連合会の概要、弁護士の現状、刑事弁護上の問題点などに関する話があり、研修員との質疑応答が行われた。



ウ 講義「ベトナム社会と日本、JICA技術協力のこれまでと展望」（JICA法・司法制度改革支援プロジェクト 山本泉長期専門家）

山本専門家は、業務調整員として多数のJICAプロジェクトに関与した経験を有している。プロジェクト事務所において、同氏から、ベトナムと日本社会の比較、ベトナムにおけるJICA事業の歩みと今後の展望などについて説明を受けた。



(4) 10月28日

バクニン省人民検察院におけるワークショップ聴講

検察院で実施されたワークショップを聴講した。テーマは、日越における検察官の役割である。グエン・ティエン・ロン次席検事及び西岡チーフアドバイザーにより両国における検察官の役割に関するプレゼンテーションが行われ、その後、質疑応答が行われた。質疑応答には、研修員の参加も認められ、研修員は活発に質問し

ていた。その後、同検察院検事正主催の招宴があった。



(5) 10月29日

ア ハノイ法科大学内名古屋大学日本法教育研究センターにおける講義実習

ハノイ法科大学及び同大学内に「日本法教育研究センター」を設置している名古屋大学の取り計らいで、日本法を学んでいる大学3年生18名に対し、研修員による日本の検察官の役割についての授業を実施した。聴講生はいずれもハノイ法科大学の通常課程に加えて、日本法センターにおいて日本語と日本法を学んでいる学生である。研修員はパワーポイントスライドを利用しながら日本の検察官の役割などについて日本語で説明し、質疑に応じた。その後、付近の食堂で、聴講生らと昼食を共にしながら質疑を継続した。



イ 資料収集等

3 国内研修後半

(1) 11月1日

ア レポート作成

イ 総括質疑応答（国際協力部教官 森永太郎）

本研修で学んだことを基に、我が国による法整備支援及びベトナム司法制度の問題点等につき質疑応答、討論を行った。

(2) 11月2日

ア 総括質疑応答（松原）

今後、ベトナムに必要な支援について討論し、同支援に対応するPDM案を作成するなどした。

イ 解散・研修員帰庁

第4 終わりに

本研修においては、国内で法整備支援及びベトナム司法制度に関する基礎的知識を学んだ後、ベトナムにおいて、法整備支援の現場を見聞した。JICAベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトのカウンターパートであるベトナム司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士連合会及びバクニン省検察院を訪問したが、いずれの機関も、それぞれの現状と課題につき詳細に説明してくれた上、質疑応答も活発に行われ、研修員らにとって大いに参考になった。また、本職及び長期専門家にとっても有益な情報を得ることができた。研修員らは、法整備支援の実態をかいま見ることにより、大いに刺激され、法整備支援への関心を深めた様子であった。なお、研修員の感想文を文末に掲載しているので、併せてお読みいただきたい。

最後に、今回の研修に御協力いただいた日越双方の関係者の皆様方に深くお礼を申し上げます。

国際協力人材育成研修を終えて

法務省大臣官房民事訟務課付検事

間 野 明

第1 本研修の成果等について

私は、2010年10月21日から同年11月2日までの間に実施された法務省法務総合研究所国際協力部主催の国際協力人材育成研修に、3名の検事及び1名の法務省民事局法務事務官とともに参加した。

この研修においては、研修期間中の同年10月24日から同月29日までの間、国際協力部松原教官の引率の下、ベトナム社会主義共和国の首都ハノイ及びバクニン省における海外研修が予定されており、これに先立ち国際協力部の講義が行われた。

私は、この研修に参加する以前は、同期が法整備支援のための長期専門家として海外に赴任していたことは知っており、興味は持っていたものの、具体的にどのような支援活動を行っているのかについてはほとんど知識がない状態であった。私は、漠然と、法整備支援というのであるから、支援受入国の方からの要望を聞き、それに沿う内容の法律等の草案を起案して、支援受入国の方にその内容を伝えるという作業を行っているであろうという程度の想像しか持ち合わせていなかったし、その趣旨についても、単純に「困っている人がいるから手助けする」ということから実施されているものと理解しており、それが日本の国益と、どのように関係するのかという視点で考えたこともなかった。

私は、この研修を受け、特に、現地のベトナムへ行って、その活動の現場や支援受入国の方々の対応を目の当たりにすることで、法整備支援の具体的な実情やその容易ならざる点、我が国における法整備支援の重要性を知ることができた。さらに、我々を暖かく迎え入れてくれた支援受入国の方々の対応からは、我が国による法整備支援が強く望まれており、また、それに対して、現地で活動するJICAの法・司法制度改革支援プロジェクト事務所の西岡剛チーフアドバイザーをはじめとするスタッフの方々が、これまで支援受入国の要望に応えるべく大変な努力を積み重ねて、その信頼を得ているのだということを体感することができた。何より私にとって良かったのは、そのようなこれまでのスタッフの方々の努力の上に今回の研修が行われたことによるところが大きいと思われるが、ベトナムのことを知り、政治や文化等に隔たりはあるものの、ベトナムという国が大変好きになれたことであり、ベトナムで暮らす人々の生活がそれぞれの人にとってより有意義なものとなってほしいと感じ、そのために自分が法律家としての知識が役立つのであれば、ぜひ協力したいという気持ちを強くしたことであった。

私にとって今回の研修で幸運であったのは、以前、西岡チーフとは、名古屋地方検察庁

で2年間一緒に勤務したことがあり、小幡葉子弁護士とは、私の前任地である東京法務局訟務部で2年間一緒に勤務しており、その人柄等よく知っていたことであった。そのため、私は、ベトナムに到着した当初から何の違和感もなく西岡チーフや小幡弁護士に対して率直に疑問点を質問したりすることができ、非常にベトナムでの研修に溶け込みやすかった。

上記のような成果について、研修内容ごとに具体的に述べたい。

第2 研修の概要等

私たち研修員は、まず日本において、カンボジアから来日して本邦研修を受けていたカンボジアの裁判官による模擬裁判の様子を傍聴した後、山下輝年国際協力部長から国際協力全般にわたる講話を受け、松原教官によるベトナムの法制度等についての講義を受けた。

その後、私たちは、ベトナムに赴き、Justice Partnership Program (JPP) 主催のワーキングセミナーへの参加、4名の長期専門家によるベトナムの法制度やベトナムにおける法整備支援の状況に関する講義、司法省、最高人民検察院 (SPP)、最高人民裁判所 (SPC) 及びベトナム弁護士連合会 (VBF) 国際協力室長弁護士の各表敬訪問、バクニン省人民検察院におけるワークショップへの参加、ハノイ法科大学日本法研究センターにおける講義等の研修内容であった。

第3 海外研修により取得できたこと等について

1 4名の長期専門家による講義及び各表敬訪問について

- (1) ベトナム到着の翌朝から、JPP主催のワーキングセミナーに参加し、法整備支援の様子を経験した後、プロジェクト事務所にて、2日間にわたって、ベトナムの法制度やベトナムにおける法整備支援の状況に関する講義を受けた。

この講義は、日本での松原教官による講義をより具体的にした内容で、大変丁寧な説明であった。そのため、その後の表敬訪問において、表敬訪問先の方のそれぞれの視点でのベトナムの司法制度の説明について、理解を深めるのに有意義であった。

この長期専門家による講義を受け、ベトナムの司法制度と、日本の司法制度が大きく異なることに驚きを覚えるとともに、これまで実務に携わる中で、それほど意識しなかった我が国の司法制度の根拠等について改めて見直すための機会にもなり、また、見直すための視点を増やすことができ、今後の日本での職務を行うに当たっても得るものがあった。ベトナムの司法制度において、国家権力が国会に集中しており、三権分立の概念はなく、各国家機関への権限分配にすぎないことや、政府とSPCとSPPが国会の下で同列に位置づけられていること、ベトナムの検察においては裁判所を監督する機能を有していることなどは、これまでに考えたこともなかった形態であり、特に、裁判所に、法律の解釈権限がなく、法律の解釈権限が国会にあるという点については、私は、これまで、事実認定と法律の解釈適用が司法の中核的要素であり、これらの能力を有しているからこそその法律家であると認識していたため、非常に驚いた。

日本での講義及び長期専門家の講義により、ベトナムの法制度の概要を知ったもの

の、あまりの日本との相違の大きさに、このような日本との制度の相違がどのような状況を生み出すのか全く想像もつかない状態であった。

しかしながら、その後の各表敬訪問先でのお話や、食事会などの正式な研修カリキュラム以外で折に触れて長期専門家の方々から聞いた法整備支援活動の状況から、このような日本との制度の相違が、法整備支援活動の実施に当たっても様々な影響を及ぼしているように感じた。

- (2) SPPでは、理論研究所副所長から、そもそも司法機関に何が含まれるのかという点についても様々な意見があることから始まり、刑事司法制度などについて詳細な説明を受けることができた。同所長からは、地方の検察院では、職員が20人以上で利用するコンピューターが1台しかないところもあるため、人材に知識、能力があってもいかせないので、施設等物的支援があると助かる旨の話もあり、これは法整備支援活動の範囲外なのであろうが、法整備支援に当たっては、支援受入国の方々、実際に運用できる内容のものかという点にも配慮が必要であることが分かった。
- (3) また、長期専門家による講義の中で、ベトナムの国民性やベトナム国民から見た日本の法律概念についての説明もされ、その中で、ベトナムにおいては、静的安全が重視されており、表見法理や即時取得の概念について、なぜ権利者が権利を失わなければならないのかなかなか理解してもらえず、また、占有権についても、なぜ泥棒の占有権を保護しなければならないのかといった疑問が呈されるなどの話を聞き、これまで、私が、当たり前のように考えてきたことも、決して当たり前のことでも何でもなく、一つの考え方にすぎないことや、上記の理由としてはベトナムの国民性が背景にあるのであろうから、ベトナム側にこれらの概念を理解してもらうために、長期専門家が、その根拠を深く掘り下げて、非常に粘り強く丁寧に説明を繰り返していることが分かった。世界の国々が行う法整備支援活動の内容にも、様々な態様があると聞いたが、日本が行っている法整備支援活動は、ベトナムとの相互理解を深めながら、地道に行われていることを理解することができ、また、そのために大変な労力をかけていることも容易に推測できて頭が下がる思いであった。

2 バクニン省人民検察院におけるワークショップについて

- (1) 私は、松原教官や長期専門家の講義により、ベトナムにおける法整備支援活動においては、ベトナムの自主的な実務改善能力の向上等を図るために、パイロット地域としてバクニン省において、人民裁判所や人民検察院から、実務上の問題点を挙げてもらい、その改善策を立てるということをベトナムの中央機関に経験させることで、その企画力を向上させて、ベトナムの自主性に基づいて、他の地方における実務改善まで行うことができるようにし、法律案の起草にも反映させるようにするというところを行っていることを知り、ベトナムの今後についてよく考えられた手法を工夫していることが分かった。

実際、バクニン省でのワークショップに参加させてもらった際の対応からは、長期専門家らによる日本の法整備支援活動に対する信頼と感謝の大きさを実感すること

ができた。

また、このワークショップでは、次席検事から、検察官も裁判官も、事実を明確にして、事件の解決を図ることを目標としているとの発言を聞いて、当たり前のことではあると思われるが、理解し合えるという安心感が湧いたことから、法整備支援活動を実りあるものにするためには、このような共有できる価値観にまで遡ってお互いを理解する必要があると感じた。

- (2) 私は、このように成果を上げている活動であれば、これをバクニン省で続けていけば、より大きな実務改善効果が得られるのではないかと単純に考えた。

しかしながら、長期専門家から、バクニン省だけを対象とし続ける際には、他の地域との不平等感にも配慮しなければならないと聞かされ、物事はそう単純にはいかず、難しい面があると納得した。

私は、SPPやSPCの表敬訪問の際などに、地方の人民裁判所や人民検察院においては、日本の検察官のような広域異動は一般的にはなく、その地方で勤務を終えるのが通常であることを聞いていたことから、この点の影響もあるであろうかということも頭をよぎった。日本では、裁判官も検察官も、全国転勤があり、特定の地域に勤務したからといって、その地域との結びつきの点から、他の地域で試験的なことが行われ続けても、それを不公平と感じることはないのではないかとされた。

このような観点から、我が国の裁判官や検察官の広域異動の意義について、改めて見直してみる契機にもなった。

- (3) このバクニン省における研修は終盤の研修であったが、最初の長期専門家による講義で知ったことや各表敬訪問の際のやりとりから感じたところ等も併せて考えてみて、私は、法整備支援においては、支援受入国との間で、法制度やこれに対する考え方や様々な表面上の相違があったとしても、共通する価値観を見いだせるよう、相手の考え方の背景や、それぞれの制度の根拠に遡っていき、お互いに共有できる部分を少しずつ広げていき、相互の信頼関係を築いていくことが重要であり、かつ、そのためには地道なコミュニケーションといった大変な労力が必要であると理解された。さらには、支援受入国の中でも様々な立場の人々がいることから、その人たちの間でも、できるだけ共通の価値基盤が形成されるよう助力することも、法整備支援を行う上で、困難ではあるが、重要な活動ではないかと思われた。その意味では、これまで、私が日本で当たり前のこととしていた裁判官、検察官、弁護士が全く同じ教育を受けてから実務に就くという司法修習の制度は、それぞれ立場は違っても、議論の土俵は同じであるというお互いの信頼感を醸造する上で、非常に有益であり、私は、日々の職務において、あまり意識することもなく、その恩恵を受けていると思った。

3 ハノイ法科大学での講義について

私たちは、日本の検事の役割について講義することとなったが、実際に、講義をしてみて、法制度に関する自分の理解を分かりやすく伝えることの難しさや、自分が当たり前と思っていることについて、別の視点から改めて考え直し理解を深めることの重要性

を実感した。法整備支援の活動に従事する上では、相手方の価値観との共通点を探るという観点からも、このような自分の基本的な理解の再確認が重要であると思われ、その意味で、私たちによる講義の形式ではあったものの、私にとっても得るところが大きかった。

第4 まとめ

今回、このようなベトナムでの海外研修を含む国際協力人材育成研修に参加する機会を与えられ、大変有意義であったと考えている。これまで、具体的なイメージがなかった法整備支援の活動やその重要性についても理解を深めることができた。それとともに、法整備支援を最終的に実りのあるものにするためには多くの困難も伴い、相互理解のための大変地道で忍耐強い努力の積み重ねが必要であることが体感できた。それだけに、法整備支援はやりがいのある仕事であると感じた。

今回の研修で、私たちがどの場所を訪ねても必ず歓迎されたことからしても、長期専門家をはじめとするプロジェクト事務所の方々が、このような大変な努力を積み重ね、ベトナムの関係者の方が期待に応えて、信頼を獲得してきたのだということが十分体感できた。

また、西岡チーフをはじめとするプロジェクト事務所の方々には、研修の正規のカリキュラム以外の食事会等の場面でも、私たち研修員のベトナムでの滞在がより有意義なものとなるよう様々な配慮をしてもらい、私は、ベトナムの法整備支援関係者のみならず、ベトナムの人々が非常に活発に、そして生き生きと活動している様子を体感することができた。そのおかげで、私は、これまで漠然と認識している程度であったベトナムという国が、とても好きになることができた。今後、法整備支援に関われる機会があれば、積極的に取り組みたいし、日常生活の上でも、ベトナムの動向について関心を持ち続けたいと思うようになったことは、この研修での大きな成果だと考えている。

今回の研修は、私にとって、一生忘れられない、得難い経験であり、国際協力部の方々には感謝してもしきれない思いである。

平成22年度国際人材育成研修報告書

法務省民事局総務課係長

三 井 賢

1 はじめに

この研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法整備支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材、特に支援受入国に派遣されて長期専門家としての業務に従事する人材を育成する必要があることから、法務・検察職員で法整備支援に関心を持つ者を対象に実施されるものです。そのため、この研修においては、法務総合研究所国際協力部において法整備支援に関する講義を受けた後、開発途上国、具体的にはベトナムにおける法整備支援プログラムの現場実務を体験することなどにより、我が国の法整備支援活動を理解することがその目的としているところです。

以下、主な研修内容の概要及び結果等について、報告します。

2 主な研修内容及び結果等

(1) カンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の聴講

国内研修では、同時期に国際協力部において実施されていたカンボジア法曹養成支援研修における模擬裁判の様子を聴講させていただきました。この研修では、カンボジア王立裁判官・検察官養成校において、同校における教官として活動する予定の候補生に対して実施されている民事法教育に対する支援だと理解しているところです。

このカンボジア法曹支援養成研修における模擬裁判を聴講するに当たって、候補生が既にカンボジアにおける現役の裁判官であり、相応の経験を積んできている方々であることに、若干の驚きを覚えました。なぜなら、一般的な日本の感覚からすれば、現役の裁判官に対して、模擬裁判などの研修を通じて、民事法及び民事訴訟実務に関する指導を行うための支援を行うことは考え難く、法整備支援の実情を感じ取れる貴重な体験であったといえるからです。しかしながら、同研修に参加していた候補生は、とても真摯かつ情熱をもって同研修に取り組む姿勢があり、この熱意が法整備支援を意味のあるものにするのだという実感を持つに至りました。

(2) ベトナム法・法整備支援プロジェクト等について

国外研修1日目は、ハノイ市内にあるJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所において、ベトナム法整備支援プロジェクトの概要等について、詳細な説明を受けることができました。

この説明において、これまで起草支援を行ってきた民事訴訟法や破産法、また民法な

どの基本法令がベトナムにおいて成立したという成果について説明を受けました。基本法令の起草支援だけでなく、検察官マニュアル等のベトナムにおいて法令を運用していく実務家のためのマニュアル作成等の支援を行っていることも知ることができ、ベトナムにおける日本の支援が着実な成果をあげていることを実感することができました。

一方で、法整備支援を行うには、その国の文化や宗教、又は既存の制度の歴史的な成立の背景など様々な要素を取り入れることが必要であることも理解できました。単に、日本ではこういう制度であるから、同じようにそれを取り入れることを強要するだけでは、何ら支援として成り立つものではなく、相手国にとって受け入れられるものを連携を密にして互いに考えていくことが重要であることも理解することができました。

(3) 司法省訪問

国外研修2日目（午前）には、ベトナム司法省を訪問しました。ここでは同省の国際協力局長を表敬し、意見交換する機会を与えていただきました。ここでは、これまでの法整備支援における日本との協力において成立した法律等も多く、この分野における協力関係は、日本とベトナムとの将来において有益であるとの発言がありました。また、司法省の現状として、司法制度に対するニーズは多いが、それに応えられるだけの人材が不足しているなどの現状があることも理解することができました。

今後とも、限られた資源の中で、最も効率的な方法を選びつつ、良い成果をあげていくためには、ベトナム側の法整備支援における窓口役としての司法省の役割は非常に重要であると感じたところです。

(4) 最高人民検察院訪問

国外研修2日目（午後）には、最高人民検察院（SPP）を訪問しました。ここでは、理論研究所副所長にベトナムにおける検察制度についての詳細な説明を受けることができました。

この説明の中で印象的であったのは、今後日本からどのような支援を必要と考えているかという質問に対して、人は最も重要な資源であり、検察官等の司法に関わる者の能力向上を図ることが様々な問題に直面したときにもその問題を解決することができるので、引き続き、人材育成の面での積極的な協力をお願いしたい旨の発言です。

確かに、法整備支援に限らず、特定の分野に対する国際協力は永久に続くものではないので、いろいろな問題に直面したときにそれを解決することができる人材を育成することが、根本的かつ本質的な支援となるのではないかと感じたところです。

なお、これと併せて、物的資源の支援もお願いしたい旨の発言もありましたが、開発途上国のたくましさをかいま見ることができる一幕であったと思います。

(5) 最高人民裁判所訪問

国外研修3日目（午前）には、最高人民裁判所（SPC）を訪問する機会を与えていただきました。ここでは、国際協力副局長から、SPCとJICAとの協力関係及びベトナムにおける裁判制度の特徴などについて、詳細な説明を受けることができました。

SPCとJICAとの協力関係については、その成果の一つとして、判決書作成マニュアル

の作成について説明がありました。これは、各省レベル等における裁判官が実務を処理するに当たって、特に重大な問題などについての解決方法を記載したものであり、裁判実務の円滑化に資するものとして活用されていることなどについての説明がありました。

また、裁判制度の特徴について、特に印象的であったのは、ベトナムの裁判官は、法令の解釈を行う権限がないという点です。例えば、殺人事件の判決をするに当たって、どのような量刑とするかは細かく法律に記載されており、裁判官はその当てはめを行うと理解したところです。日本の法律には細かい判断要素は規定されていないため、解釈が必ず必要となりますが、ベトナムではそれができないこととなります。ただし、やはり判断に迷うことはあるであろうし、完全に解釈なしで判決することは困難ではないかと考えられることから、上述の判決書作成マニュアルのニーズがあったのではないかと考えられるところです。

今後、ベトナムにおいても判例の普及活動は一つのテーマであり、判決を研修するなどにより、より質の高い裁判が実現されていくものと期待するところです。

(6) ベトナム弁護士連合会訪問

国外研修3日目（午後）には、ベトナム弁護士連合会を訪問する機会を与えていただきました。ここでは、国際協力室長から弁護士の立場から見た刑事手続の流れ及びベトナムにおける弁護士会の活動などについて、詳細な説明を受けることができました。

刑事手続において印象深かったのは、刑事事件において、被疑者あるいは被告人が弁護士を付ける割合は、全体の10%程度ではないかという点です。また、捜査機関における取調べ等において、弁護士が立ち会う権限があるものの、それには勾留中の者からの依頼書が必要であるが、勾留中の者には会うことが難しく、結局依頼書が取れないなどの制度上の矛盾がある等の説明もありました。現段階においては、ベトナムにおける刑事手続では、弁護士の地位が高いとは言えず、その権限も効果的に機能していない印象を受けました。今後の課題の一つであろうと認識したところです。

また、ベトナムにおける弁護士は、ハノイやホーチミンなどの大都市に集中している状況があり、その他の地域においては、弁護士へのニーズはあるものの、弁護士がいない地域も存在している。今後、弁護士の偏在を解消し、ベトナム全体に弁護士の活動の地域的な広がりを確保することが、弁護士会としての課題の一つであり、また政府とも連携して解決していく問題であると考えられます。

(7) バクニン省検察院ワークショップへの参加

国外研修4日目には、バクニン省検察院におけるワークショップに参加させていただきました。

一般的に法整備支援というと、中央政府等の機関に対して実施するというイメージであるが、バクニン省をパイロット地域に選定し、地方機関に対する直接的な法整備支援活動を実施している点は、日本の法整備支援の特徴であると考えられます。

このワークショップでは、バクニン省検察院の主に次席検事から検察制度や刑事手続

についての詳細な説明があった後、西岡チーフアドバイザーから日本の検察制度についての説明を行い、その後質疑応答という形式で進行されました。質疑応答は、主に研修員からの質問に次席検事が答えるという形となりましたが、研修員からは、バクニン省における控訴率、検察院における決裁方法・検事正及び次席検事の職務内容、検察官の一日の業務スケジュール、参審員の関与する裁判における求刑と判決の量刑の差及び無罪率0%（上述の次席検事の説明において、バクニン省においては過去10年間無罪率0%を維持している旨の説明がありました。）の要因等についての質問がされ、活発な質疑を行うことができ、熱のこもったワークショップとなりました。

(8) ハノイ法科大学日本法研究センターにおける実習

国外研修5日目には、ハノイ法科大学日本法研究センターにおいて、「日本の検察官の役割」についての講義を日本法を勉強している学生に対して実習として実施しました。私自身は、講義テーマの内容から、特段お役に立てることがなく、大変申し訳なく思っているところですが、研修員の方々の難しい内容を分かりやすい平易な言葉に置き換えて説明する様子を目の当たりにして、難しいことを分かりやすく説明することの難しさを実感したところです。また、学生の熱心に聴講する様子を目の当たりにして、改めて、何かを学ぶことの重要性を痛感したところです。

3 本研修についての所感

本研修に参加させていただいた結果、法整備支援とは、相手国の歴史・文化・伝統を的確に理解した上で、相手の求めにそのまま応じるのではなく、また、早急な成果を求めてこちらの考えを押し付けるものではないということを実感することができました。また、日本の法律や制度をもとに支援するとなれば、当然ながら日本のことを良く知っている必要があります、それは、単に知っているだけではなく、時には、なぜそうなっているのか、なぜその制度を採用しているのかといった起源から追求していくことが説得力を持ち、また相手の理解にも資することであると認識することができました。単に支援する側とされる側という関係ではなく、お互いに納得のできるものを作り上げるパートナーであるという姿勢が重要であることも実感することができました。

おわりに、西岡チーフアドバイザーを始めとする長期専門家の方々、現地事務所のスタッフの方々の日々の努力に深い尊敬の念を抱くとともに、研修員を暖かく歓迎していただいたことに感謝いたします。この研修は私自身にとって得難い経験であり、人と協力して何かを作り上げることの大切さを心がけて、日々の業務にまい進したいと思います。

国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事

横 田 正 久

第1 百聞は一見にしかず

私は、2010年10月20日から11月2日までの間に開催された国際協力人材育成研修に参加させていただいた。

これまで、法整備支援活動について何も知らなかった私であったが、この研修に参加し、実際にベトナムの法律実務家、長期専門家らと接したことで、これまでの考え方は劇的に変化した。

百聞は一見にしかずというが、この研修で法整備支援活動の現実を肌で感じる機会がなければ、私の考え方がここまで変化することはなかったと思う。

第2 常識の崩壊

検事としての日常的な仕事をしてきた中で、私は、日本の現行の法制度を当然の前提として考え、何の疑問も持ってこなかった。しかし、ベトナムの法制度についての理解が深まるにつれて、それが実は当然の前提ではなかったことに非常に驚かされた。これまで、ごく当たり前に考えてきた三権分立や当事者主義までもが、実は一国が政策的に採用した一つの法制度にすぎなかったのである。

しかし、法律家であるはずの私は、現実には、三権分立や当事者主義を採用することで、どのようなメリット・デメリットがあるかについて、こうした法制度を採らない国の人々が納得できるような具体的な説明をすることはできなかった。よく、「外国語を学ぶことは、日本語を学ぶことである。」などと言われるが、外国の法制度を学ぶことは、結局のところ、日本の法制度を学ぶことにつながる。日本の法制度の沿革や趣旨、メリット・デメリットまで理解していないと、それを相手に理解してもらうことはできないのである。

これまで、法整備支援活動というと、単純に「発展途上国において、未発達な法制度を整備する活動」という上からの目線でしか考えてこなかった私の従来の考えは、「では、私は日本の法制度について、一体何を知っているのか。」という点で、完全に打ち砕かれることになった。

第3 我々がなすべきこと

ベトナムで、長期専門家の一人が、「ベトナムにおける法整備支援活動では、相手から要望があれば応えるが、こちらの側からどうすべきだということはしていない。それをす

るようになったら終わりである。」と言っていたことが強く印象に残っている。法整備支援活動を上からの目線でしか考えてこなかった私には、最初、その意味が理解できなかった。

しかし、一国において、どのような法制度を採用するかは、その国の主権に関わることである上、各法制度には、それぞれメリット・デメリットがあることを考えれば、どの法制度を採用するか決めるのは支援の受入国の人々であるのは当然のことである。我々がすべきなのは、相手の実情を十分理解した上で、必要な情報を提供することである。そんな当たり前のことを理解できたのは、この研修に参加したおかげである。

第4 ノブレス・オブリージュ

ベトナムで会った法律実務家らは、いずれも、ベトナムを代表する知識人であり、優秀さも熱意も極めて高いレベルにあり、自国を少しでも良くしようとする気概は、明治から戦後にかけて活躍した多くの日本人を連想させた。一方、日本から派遣されている3人の優秀な長期専門家も、私生活を犠牲にして、異国の地で絶え間ない努力を続けていた。法整備支援活動も、人と人との間の信頼関係がないと成り立たないはずであるが、特に、その信頼関係を築くために、英語だけでなくベトナム語にも習熟し、民法の起草支援だけでなく、相手国の各カウンターパートや他のドナー国との総合調整役をしていた西岡さんの御苦勞は、並大抵のものではないであろう。

限られた予算の中で、日本でしかできない支援をしていくというのは、非常に有意義なことであると思う。しかし、そのためには、相手国の各カウンターパートや他のドナー国との意見交換を重ね、相手の歴史、文化、法制度を理解した上で、そのニーズを適切に読み取り、相手国や他のドナー国と調整をするという実に骨の折れる作業があるはずである。

日本でしかできない効率的な支援の内容を見極め、それを実現していくのは、それに関わる人間の崇高な熱いハートであると痛感した。

第5 終わりに

本研修では、国際協力部においては山下部長、森永教官、松原教官から、ベトナムにおいては西岡さん、小幡先生、西村さん、山本さんらから、それぞれ大変貴重な話を聞くことができた。効率的で充実した日程を組んでいただいたおかげで、短期間にも関わらず、法整備支援活動の一端をかいま見ることができただけでなく、ベトナムの文化、歴史、人間を知ることができ、ベトナムという国が大好きになった。

本研修に参加し、法整備支援活動とは何かということを通して、私の目を見開かせていただくとともに、日越両国の国際協力の芽を育む機会を与えていただき、心より感謝いたします。

国際協力人材育成研修に参加して

さいたま地方検察庁熊谷支部検事

岩根哲康

1 はじめに

私は、2009年10月20日から11月2日までの日程で、国際協力人材育成研修に参加させていただいた。この研修は、法務省法務総合研究所国際協力部（以下、「ICD」という。）が独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）と共同実施している開発途上国に対する法整備支援活動に関し、将来、長期専門家として開発途上国に派遣される際に要求される知識及び技術の習得を目的として実施されたものである。

私たちは、まず、ICDにおいて、カンボジア法曹養成支援研修研修員による模擬裁判を聴講した上、山下部長及び松原教官から、ICDによる法整備支援活動の概要、殊にベトナムにおける法整備支援活動の経緯及び概要について御講義いただいた。その後、ベトナム社会主義共和国ハノイ市に移動し、現地のJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所に所属する長期専門家（チーフアドバイザー）の西岡剛検事らから、ベトナムの民事法、刑事司法制度及び法整備支援活動の概要について御講義いただくなどした上、ベトナム司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所等のいわゆるカウンターパートを訪問したほか、現行の法・司法制度改革支援プロジェクトにおける試験地域であるバクニン省の人民検察院を訪問してワーキングセッションに参加するなどして、ベトナム法及びその執行状況、司法制度の運用状況並びに法・司法制度改革支援プロジェクトの実施状況について見聞した。また、ベトナムでの最終日には、ハノイ法科大学において、日本法を学んでいる学生を対象として、日本の検察官の役割について講義する機会をいただいた。帰国後は、ICDの森永教官から、改めてベトナムその他の開発途上国に対する法整備支援活動の経緯及び各国の法律、司法制度の問題点等について、詳細な御講義をいただいた。

ところで、JICAの公式サイトによれば、国際協力人材（長期専門家とほぼ同義と思料される。）として活動するために必要な知識・技能は、①分野・課題専門力、②総合マネジメント力、③問題発見・情報分析力、④コミュニケーション力、⑤援助関連知識・経験、⑥地域関連知識・経験の六つに分類できるとされている。これらの知識・技能のうち、①分野、課題専門力は、検察官である以上、当然備えているはずのものであり、③問題発見・情報分析力も、発見収集の手法はさておき、検察官の日常業務である捜査公判を通じて、ある程度培っているはずのものである。したがって、この研修において習得し、あるいは将来に備えて習得しておくべき旨意識することが期待されたのは、上記の分類にならば、主に②総合マネジメント力、④（語学力を含む）コミュニケーション力、⑤援助関連知識・

経験，⑥地域関連知識・経験の四つということになる。

結論から言えば，私は，今回，関係各位からの御講義，ベトナムにおけるカウンターパートとの交流等を通じ，ベトナムに限定されるものではあるが，一定程度の⑤援助関連知識・経験，⑥地域関連知識・経験を習得することができたと考えている。また，②総合マネジメント力，④コミュニケーション力についても，その必要性を痛感し，今後，その習得に努めようとの強い動機付けを得ることができた。のみならず，法整備支援活動に従事する大前提として要求されるであろう同活動へのいっそう強い興味関心，熱意をも抱くことができた。したがって，私にとって，この研修は非常に有意義なものだったと考えている。

以下，ベトナムにおける研修の内容について，若干の報告と感想とを述べておきたい。

2 各カウンターパート及びバクニン省人民検察院への訪問について

私たちは，10月25日から同月27日までの間，西岡検事，長期専門家の西村裁判官，同じく長期専門家の小幡弁護士から御講義をいただいた上で，法・司法制度改革支援プロジェクトのベトナム側カウンターパートに当たるベトナム司法省，最高人民検察院，最高人民裁判所及びベトナム弁護士連合会を順次訪問し，それぞれ司法省国際協力局長，最高人民検察院理論研究所副所長，最高人民裁判所国際協力局副局長及びベトナム弁護士連合会国際協力委員長から，ベトナムの司法機関の構造，権限及び相互の関係，民事刑事等の各分野における法制度の問題点，従前，日本の法整備支援活動がベトナムの法・司法制度の整備に果たしてきた役割，今後，日本の法整備支援活動に期待すること等について，幅広くお話をいただいた。また，10月28日には，法・司法制度改革支援プロジェクトにおける試験地域であるバクニン省の人民検察院を訪問してワークショップに参加し，次席検事からベトナムの検察官の刑事司法における役割について御講義いただいた上，西岡検事が同検察院の検察官に対して日本の検察官の役割を講義し，それらをもとに，私たちが次席検事と質疑応答して，日越の検察官の役割の異同について討論した。

私は，これらの経験を通じて，日越の司法制度を比較すると，三権分立をとるか国会の優越をとるか始まり，弾劾主義をとるか糾問主義をとるか，検察官が司法及び行政活動を監査する権限を有するか否かなど，刑事司法制度や検察官の役割に種々の違いがあることや，ベトナムの司法制度には，民事刑事ともに，例えば物権と債権との区別がないこと，一般法と特別法の優先関係が理解されていないことなど，今後克服すべき様々な問題点が内包されていることを理解することができた。その一方で，検察官の刑事司法における役割の本質は，これだけ制度が異なるベトナムにおいてもなお，我が国同様，市民の人権を保障しつつ真実を発見し，国家の適正な刑罰権の実現を求めていくものだということにも，改めて気付かされた。

また，ベトナムの司法制度にはいまだ種々の問題点があるにせよ，ベトナムは1986年以降，日本を含む世界各国の支援を得て急速に社会基盤を整備，発展させており，この間，日本による法整備支援活動がベトナムの法・司法制度の整備，発展に大きく寄与してきた

ことや、それがベトナム側でも高い評価を受けており、各カウンターパートともに、今後とも日本の支援活動に大きな期待を寄せていることが分かった。

3 ハノイ法科大学日本法研究センターにおける講義について

私たちは、10月29日、ハノイ法科大学を訪問し、日本法研究センターにおいて、日本法を学ぶ学生18名に対し、私を含む検察官4名で手分けして、日本語を用いて、「日本の検察官の役割」と題する講義を行った。講義の対象は、本年8月に3年生に進級したばかりの学生たちであり、日本語を学び始めて満2年にすぎない者たちであったことから、パワーポイントを活用しつつ、分かりやすい日本語で、ゆっくり丁寧に説明することを心がけた。その結果、講義後の質疑応答では、学生の中から、「日本の犯罪被害者は（ベトナムの犯罪被害者とは異なり）刑事訴訟の当事者ではないのか。」「日本の検察庁が（ベトナムの検察院と異なり）司法機関でなく行政機関であることによって、どのようなメリットがあるのか。三権分立の『抑制と均衡』の考え方によるものなのか。」などと日本とベトナムの刑事司法制度を比較する観点から鋭い質問があり、日本の検察官制度について、学生たちに一定程度の理解を得ることができたものとする。また、私たち自身にとっても、この講義を通じ、日本とベトナムの刑事司法制度の異同について理解を深めることができたものと考えている。

もっとも、この講義時間は約2時間30分もの長時間に及んだ上、その間、私自身が講義中にやや早口となる場面があり、講義後、一部の学生から「もう少しゆっくり話してほしいかった。」旨指摘されてしまうなど、分かりやすい説明という観点からは改善の余地があった。この反省点は、今後の裁判員裁判への立会等の業務に生かしたい。

4 最後に

私は、もとより検察官としての職務、すなわち主に捜査公判に従事することを希望して任官したものであるが、従前、日本国内のみにとどまらず、広く海外に出て見聞を広める機会が与えられることを希望しており、この研修を通じ、海外にも、法律家としての知識経験を生かして他の人々のために貢献できる場があることを実感し、大変喜ばしく思った。また、我が国による法整備支援活動は、レシピエントである開発途上国の人々にとって有意義であるにとどまらず、ドナーである我が国にとっても、相手国との友好親善、共存繁栄の礎となる非常に有意義な活動であって、このような活動は、法律家であり、我が国の公益の代表者である検察官が精力を傾注するにふさわしい活動だと考えるに至った。のみならず、この研修を通じ、法整備支援活動はもとより、ベトナムを始めとする東南アジア等の開発途上国の歴史、風土及び社会情勢等に強い興味関心を抱くに至った。

そこで、私は、今後も、折に触れてこれら開発途上国に関する情報を収集し、援助関連知識、地域関連知識の習得に努めるとともに、国際的なコミュニケーション力の向上に努めたいと考えている。また、捜査公判等の日常業務に従事する中で、事案の処理方針を早期に見極め、警察等の関係諸機関及び立会事務官に適時的確な指示をするなどの活動を通

じ、総合マネジメント力を磨くよう努めるとともに、余暇を語学学習に充てるなどしてコミュニケーション力の増進にも努めたい。

今後、仮に法整備支援活動に従事する機会をいただければ、担当する開発途上国の司法制度の整備ひいては社会の安定と発展にいささかなりとも貢献できるよう、微力を尽くしたいと考えている。

なお、この研修に参加させていただくに当たっては、ICDの山下部長、松原教官、JICA長期専門家の西岡検事を始め、多数の本省職員及びJICA法・司法制度改革支援プロジェクト事務所職員の御尽力を賜ることができた。関係各位には、お忙しい中、このような企画を立案、実施していただき、貴重な経験をさせていただいた。殊に西岡検事は、チーフアドバイザーとして、ICD及びJICAと緊密に連携しながら、現地の四つものカウンターパートとも密に連絡を取り合い、信頼関係を構築しつつプロジェクトを進展させておられるのみならず、事務所職員の雇用、勤怠管理及び諸経費の支払等の事務所運営業務もこなしておられたが、それらの業務に多忙を極める中でも、研修期間を通じ、私たちに懇切丁寧な研修を実施してくださった。深い感謝と尊敬の念を禁じえない。ここに深くお礼申し上げます。

また、多忙の中、私を快く研修に送り出してくれた熊谷支部長をはじめとする原庁職員に対しても、お礼申し上げたい。

今回、関係各位から賜ったご厚ぎには、今後の職務に精勤することでお答えしていきたいと考えている。

国際協力人材育成研修に参加して

前橋地方検察庁検事

山 崎 文 子

はじめに

私は、以前から法整備支援に興味を持っており、水戸地方検察庁に勤務していた際、当時次席検事として勤務されていた山下国際協力部長から法整備支援の資料をいただいたり、話を聞かせていただいたり、また、研修誌などに掲載されていた長期専門家として派遣されていた検事のレポートを読むなどして、法整備支援についてはある程度の知識と私なりのイメージを持っていた。

その中でも、山下部長が、あるエッセイの中で、二宮尊徳が農村の支援を行うときに「物質的な支援よりも知恵と汗を出す支援が必要だ」と説いた逸話を紹介され、法整備支援についてもこれと同じことが言えると書かれていたことが強く印象に残っていた。

支援受入国の歴史、文化、政治、思想、国民性など支援受入国の実情を知り、それぞれの支援受入国に合って、そのニーズに応える支援をしていくという法整備支援の精神に共感を覚えた。押しつけではなく、支援受入国に寄り添った支援、知恵を出し、支援受入国の人々とともに汗をかく支援に、私も参加してみたいと思うようになった。

そして、国際協力人材育成研修に参加する機会をいただいたのであった。

国際協力部での講義

1日目、まず、カンボジア法曹養成支援研修のカリキュラムとして行われた模擬裁判を聴講させていただいた。聴講させていただいたのは証人尋問の場面で、私からすれば、ごく普通の証人尋問であったが、担当教官の方々が「あそこまでできるようになったことに感動した」と感慨深げに述べておられたのが印象的であった。

今思えば、それが法整備支援の難しさをかいま見た最初の場面だったように思う。

その後、山下部長から日本の法整備支援の詳細な説明を聞かせていただいた。

ODA国際援助の仕組みは思っていた以上に複雑なものであることを知った。

2日目、松原教官から「ベトナム法整備支援の経緯及び概要」、「ベトナム法の特徴」について講義があり、ベトナムにおける法整備支援のイメージをつかむことができた。

ハノイでの研修

1 ハノイの印象

私は、数年前にホーチミンを観光で訪れたことがあったが、当時のホーチミンは、都

市が整備されているとは言えず、治安は決して悪くはなかったが、街を歩けば絶えず物売りから声をかけられる途上国然とした、混とんとした都市だったように思う。

しかし、今回訪れたハノイは、無法状態とも思える車とおびたしいバイクの交通の騒がしさは数年前のホーチミンと変わらなかったが、きれいに都市整備がなされ、街の人々には安定と心の余裕がうかがえた。街を歩いても物売りから声をかけられることはなく、治安を気にすることなく街を歩くことができた。首都であるハノイとホーチミンでは都市の表情にも違いはあるのだろうし、ホーチミンも私が訪れた数年前とは格段に発展しているのだろうと想像できた。

とにかく、ハノイは、落ち着きのある、途上国を脱した都市に見えた。

2 ハノイでの研修

【長期専門家の活動】

国際協力部での研修を経て、ベトナムでの法整備支援についてある程度理解したつもりでハノイに旅立ったが、法整備支援の実際は想像を超えるものがあつた。

1日目、司法制度改革支援プロジェクト事務所で、西岡チーフをはじめとする長期専門家の方々の話を聞いた。

西岡チーフの話によれば、現在は、実務改善と法律起草へのアドバイスを活動の中心としており、そのためのワークショップ、ワーキングセッションを企画開催したり、実際に法律草案を見てアドバイスをするなどしているとのことだった。

法律起草へのアドバイスについてはもちろんのこと、実務改善のワークショップ、ワーキングセッションの準備のためにも、法律の知識を深め、日本の法制度だけでなく、様々な法制度の観点から問題点を検討するという時間のかかる作業とその能力が要求される。法整備支援をするのであるから当然といえば当然であるが、検事の捜査公判の現場ではほとんど経験することがない仕事である。

「法律家」と言いながら、検事の捜査公判の現場では、「法律家」と胸を張って言えるような仕事をしていないことに気づかされた。

また、ワークショップ、ワークセッションの開催のためには、出席する関係各方面との調整が必要となるし、新しいプロジェクトを立ち上げるとなると関係機関との交渉も必要となってくる。検事の捜査公判の現場では要求されない能力が要求される。法整備支援の現場を目の当たりにして、実際に現地で知恵を出し汗を流す作業の大変さを知った。

また、西岡チーフとともに働く弁護士出身の小幡氏、裁判官出身の西村氏の話聞かせていただき、いわゆる渉外コンサルタント業務をしているベトナムの弁護士は活動の場を広げているが、弁護士倫理が確立しておらず、刑事弁護については活動が非常に低調であること、法整備支援の結果がなかなか見えにくいことなどの御苦労などを知った。

【司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所、ベトナム弁護士連合会等訪問】

司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所を訪問させていただいたが、いずれの担

当者も、日本の法整備支援について、日本との関係がうまくいっていること、これからも日本との良い関係を継続していきたいと考えていることを述べていた。これまで日本の法整備支援に携わってきた方々の努力で、日本の法整備支援が効果を上げ、日本との信頼関係が構築されてきていることが感じられた。

【ハノイ法科大学日本法研究センター訪問】

ここでは、学生たちに、研修員が協力して「日本の検察官の役割」について講義を行った。学生たちは、私たちの拙い講義に真剣に耳を傾けてくれ、質疑応答の時間には、私たちが驚くほど鋭い視点の質問をしてくる学生もいた。ベトナムの学生の勤勉さとその能力の高さにベトナムの将来の更なる発展の可能性を感じた。

終わりに

今回の研修で、漠然としたイメージとしてしかなかった法整備支援の実際を、そのほんの一部であるとは思いますが、見ることができた。そして、検察官にはこのような仕事の場があったのだということを知るとともにその苦労も知った。だからと言って、法整備支援に参加したいという希望が減少したわけではない。

今回のハノイ滞在でもっとも心に残ったのは、ハノイの人々、特に、若者のくったくのない笑顔であった。この笑顔のために私が法整備支援を通じてできることがあったら・・・と思ひ、法整備支援への意欲が新たに湧いてきた。

国際協力人材育成研修日程表

[主任教官:松原教官, 事務担当:権瓶統括専門官, 守安専門官, 和多田専門官]

月 日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
10 / 20	水	移動日・法務総合研究所大阪支所寮入寮				大阪
10 / 21	木	カンボジア法曹養成支援研修聴講(模擬裁判) 松原	国際協力部国際会議室	部長講話 国際協力部長	国際協力部4階セミナー室	大阪
10 / 22	金	講義 「ベトナム法整備支援の経緯・概要及びベトナム法の特徴」 松原	国際協力部4階セミナー室	講義準備	国際協力部4階セミナー室	大阪
10 / 23	土					大阪
10 / 24	日	<i>KIX 10:30 - VN945 - 13:30 HAN</i>				ハノイ
10 / 25	月	見学 他ドナーのセミナー参加		講義 ベトナムの裁判実務, 弁護士会の実情及びプロジェクトの概要 長期専門家(小幡・西村・西岡)法・司法制度改革支援プロジェクト事務所		ハノイ
10 / 26	火	訪問 司法省訪問(ICD対応)		訪問 最高人民検察院(理論研究所対応)		ハノイ
10 / 27	水	訪問 最高人民裁判所(ICD対応)		ベトナム弁護士連合会(国際協力委員会対応)		ハノイ
10 / 28	木	見学 バクニン省PPワークショップ				ハノイ
10 / 29	金	実習 研修生講義「日本の検察官の役割」 ハノイ法科大学日本法研究センター		資料収集・整理		ハノイ
10 / 30	土	<i>HAN 00:10 - VN944 - 06:40 KIX</i>		資料整理・レポート作成		大阪
10 / 31	日					大阪
11 / 1	月	レポート作成・提出 松原	国際協力部4階セミナー室	総括質疑応答 森永	国際協力部4階セミナー室	大阪
11 / 2	火	総括質疑応答 松原	国際協力部4階セミナー室	閉講式	帰庁	退寮日